

第五十一回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 十 六 号

昭和四十一年四月六日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 上村千一郎君 理事 谷川 和穂君

理事 南 好雄君 理事 八木 徹雄君

理事 川崎 寛治君 理事 二宮 武夫君

理事 長谷川正三君

久野 忠治君 熊谷 義雄君

床次 徳二君 中村庸一郎君

落合 寛茂君 高橋 重信君

松原喜之次君 鈴木 一君

出席政府委員

文部政務次官 中野 文門君

文部事務官 赤石 清悦君

(大臣官房長) 天城 勲君

文部事務官 村山 松雄君

(文部事務官) 文部事務官 村山 松雄君

(文化財保護委員) 文化財保護委員 稲田 清助君

委員外の出席者

文化財保護委員 稲田 清助君

参 考 人 守田 俊郎君

(俳優) 伊藤 園夫君

(俳優) 伊藤 園夫君

(参 考 人) 伊藤 園夫君

(舞台美術家) 伊藤 園夫君

(参 考 人) 伊藤 園夫君

(演劇評論家) 花島 鶴夫君

参 考 人 田中 彰君

四月五日

委員栗林三郎君辞任につき、その補欠として堂

森芳夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員堂森芳夫君辞任につき、その補欠として栗林三郎君が議長の名で委員に選任された。

四月一日

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(千葉千代世君外二名提出、参法第七号(予))

学校教育法等の一部を改正する法律案(千葉千代世君外二名提出、参法第八号(予))

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(秋山長造君外二名提出、参法第九号(予))

同月二日

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三九号)

同月四日

なぎなたを中学校以上の女子に正課として採用する請願外一件(佐々木良作君紹介)(第二二九六号)

同(壽原正一君紹介)(第二二九七号)

同(山下第二君紹介)(第二二九八号)

同(有田喜一君紹介)(第二二九九号)

同(菅野和太郎君紹介)(第二三〇〇号)

同(壽原正一君紹介)(第二三〇九号)

同(壽原正一君紹介)(第二三〇九号)

同(壽原正一君紹介)(第二三〇九号)

同(壽原正一君紹介)(第二三〇九号)

同(壽原正一君紹介)(第二三〇九号)

同(壽原正一君紹介)(第二三〇九号)

同(壽原正一君紹介)(第二三〇九号)

同(壽原正一君紹介)(第二三〇九号)

同(壽原正一君紹介)(第二三〇九号)

同(壽原正一君紹介)(第二三〇九号)

同(壽原正一君紹介)(第二三〇九号)

同(壽原正一君紹介)(第二三〇九号)

義務教育における習字教育振興に関する請願(有田喜一君紹介)(第二三三九号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国立劇場法案(内閣提出第五七号)

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三七号)

〇八田委員長 これより会議を開きます。

国立劇場法案を議題といたします。

本日は、参考人として俳優守田俊郎君、俳優伊藤園夫君、舞台美術家伊藤園夫君、演劇評論家花島鶴夫君、以上四名の方々に御出席を願っております。

この際、委員会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

御参考人の方々には御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。目下当委員会においては、国立劇場法案について審査を進めておりますが、本日おいでを願った参考人は、参考人各位より御意見を承りますので、何とぞ忌憚のない御意見を述べくださいますようお願いいたします。

なお、議事の都合上、まず御意見をお一人約十五分程度で順次お述べいただき、その後委員からの質疑にお答えをお願いしたいと思いますので、以上お含みの上よろしく願います。

それでは順次御意見をお述べいただきます。

まず守田俊郎君からお願いいたします。

〇守田参考人 このたび国立劇場がいよいよ設立されることになりまして、これもひとえに皆さんの御尽力によるものとまず厚くお礼を申し上げます。

最近、ジャズ・リズムの上でも国立劇場の設立についていろいろと取りざたされておるようでございますが、歌舞伎の演劇というのは今回まで約三百年の伝統を持ち、過去においては各興行者がたくさんございましたが、現在松竹と東宝だけになっておりますけれども、おもにやつておる松竹でも大谷さんが九十歳のあの高年齢に達するまで一生をこれにござんてやりながら、かつ今日いろいろ批判的に立っているのでございます。国立劇場がこれから出発しようとする前に、すでにいろいろのまだ仕事をしないうちから批判が巷間行なわれておるようでございますけれども、私たちとして望みたいことは、国立劇場というものが日本に生まれるべくして約七十年たつてようやくできた、その生まれる前から、いまから批判が集中されておるということは、それだけ国民の関心が深いことでもございましょうけれども、演劇というものは一朝一夕にしてできるものではないということ、それから大ぜいの人間が長年かかってやってきたことなどございまして、できないうちからとかやかく批判をするというのは、どうも日本人の悪い癖ではないかと存じます。同時に、もしできたとしても、この国立劇場が果たして、一年や二年で成果があるものと御期待をいただいたらいへん困るのではないかと存じます。私たち歌舞伎俳優一同は国立劇場ができることをたいへん喜んでおりますが、われわれが生きている世代にこれがいつに成果をおさめるとは思っておりません。と申しますのが、今日まで長い間日本の歌舞伎というものは伝統にかかわれてきたのが、いま世の中はヨーロッパ文化、アメリカ文化に災いされておるといいますか、今日ここにお見えの方で和服を着ておる方はお一人もおおいでになりません。われわれ歌舞伎俳優

優の中で、私はいつも言うのでございますが、洋食の食い方を知っているかと聞きますと、今日の若い俳優は全部、テーブルマナーくらい知っておるといっておるのではありません。日本食の食い方を知っているかという、返事をしない。これは皆さんの御家庭でもそうだろうと思ひます。若い人は自分の国の持つてゐるものをちつとも大事にしない。日本食の食い方を知っているかといわれたいときに、左の手に茶碗を持ち、右の手にししを持つことは知っているのでありますが、日本食を食べるマナーは知らない。私の家の孫なんかも食事の最中にそういうことをしてはいけない、日本のお食事をするときにはこういうお行儀があるのですよといふと、うるさいな、おじいちゃんめしぐらい自由に食わしてくれという。これはお行儀だといふと聞かないのですけれども、日本食にもマナーがあるといふと、聞くのです。英語に弱い国民なんぞでございます。そういうようなぐあいに、日常生活の中から私たち歌舞伎の持つてゐる伝統の部分というものは常にむしばまれていく。歌舞伎とか演劇とかいうものは、見物のいいところになり立たないのでございます。かつて大阪には道頓堀に五座のやぐらというのがございまして、劇場が五軒並んでいたのでございますが、立地条件の変化、それから交通事情の変化等から、大阪に現在歌舞伎座をやっている劇場は一軒もなくなくなりました。もう一つ皆さんに御記憶にとどめていただきたいことは、日本の持つ文楽の人形浄瑠璃の芝居というものは、世界に誇るべき芸術なんぞでございますけれども、これが常打ちができなくなつたのでございます。お客さまが来ないからです。そうして今日ではNHKと大阪府と大阪市の補助金をもらつて文楽協会というものができましたのですけれども、そういうぐあいに補助金を出してみんなが食つていけるようになったからいいというものではないのであります。見に来なければだめなんです。ところが、一方、大阪ではフェスティバルホールといううっぱな建築物をこしらへまして、外国から有名な芸

術家を呼ぶ、ことに大阪の財界の方々が尽力して、外国の芸術家を呼んでその切符を自分たちが骨を折つて売つてやる。それだけの金を出すのなら、外国のすぐれた芸術家を外国から呼ばなくても、外国へ見に行けばあるのです。日本の文楽は大阪にしかないのです。その文楽さえも立ちいかないような状態にしたのはだれがしたのかといふと、われわれ国民全部がしたのです。法隆寺の壁画を焼いたのは私たち世代の国民が焼いたのです、一人の犯人が焼いたのではない。お互いさまの共同責任でございます。金閣寺を焼いたのも同じでございます。歌舞伎を滅ぼすのも滅ぼさないのもこの世代に生まれた私たちの共同責任だと思ひます。自分が歌舞伎役者でこういうことを申し上げるのはいささか僭越かとも存じますけれども、しかし、国立劇場ができたから安心だといふ考えは決して持てないのではありません。ただ、国立劇場をつくつてくださった、この次の時代の人々をつくることによつて、私たちは安心して死ぬるという事となつて、私たちは安心してお力をかりて私たちは再び日本の国劇である歌舞伎といふものを将来に残すために、皆さんと御一緒にこれから努力しようと思つておられます。われわれ俳優は国立劇場ができたから、そこへ入つて、そこで安穩に暮らそうなどというような安易な考えは毛頭持っておりません。これから新しくいばらの道が開けるのだと信じております。

どうか皆さん方も日本の古い文化を守るために、これから私たちと一緒に苦難の道を歩むと同時に、国立劇場を盛り育て、日本の国立劇場は昭和四十一年に発足してよかつたというのには、これから五十年先の人が言うことではないかと思ひます。どうぞその点、皆さんのお力添えをお願いして、私の話を終わりたいと思ひます。

(拍手)

○八田委員長 次に伊藤岡夫君にお願いいたします。

○伊藤(岡)参考人 今度やつと国の力で国立劇場ができるというのはたいへんけつこうなことだと思ひます。また、ただいま守田さんからのお話もありましたように、現在、日本の民族伝統芸能といふものがたいへん苦しい状態に置かれていて、いう中で、国立劇場の果たす一つの役割りとして、日本の伝統芸能の保存、振興といふことを一つの仕事とすることはたいへんけつこうなことだと思ひつております。しかしながら国立劇場といふものの一般的使命、私どもが国立劇場といふことについて期待するといふものから見ますと、一國の国立劇場といふものは、単に伝統的な芸能の保存、振興といふことにあるのではなくて、やはりもつてこの國の演劇の今日及び将来についてのほつきりしたイメージを持つていなければならぬ。やはり国立劇場といふものができます以上は、これが國の演劇政策の一つの大事な中心になるのであります。それを國として行なつていく上での重要な機関になるわけでありまして、その点でやはりもつと国立劇場の使命といふものを、単に伝統芸能の保存、振興といふことに限らずに、広く一般に今日行なわれている日本の現代の芸能、そういうものについての視野を持つてほしい。

ここで、この法案の目的として掲げられてゐることは、ほとんど伝統芸能の保存、普及といふことに尽きております。しかし当然国立劇場であるからには、今日現在の日本で、今日の日本の現実あるいは今日の日本人の生活、思想、感情の表現を目ざしている日本の現代芸能といふものにもつと考えを持つていただかなければいけないといふふうに考へます。この国立劇場をつくるについての準備の過程では、その準備協議会には単に伝統芸能の方々だけでなく、今日現代の芸能に携わつてゐる者が、たとえば大ざつぱに言つて現代劇をやつてゐる人間あるいは新劇という方面で働いてゐる人間、さらに歌劇とかバレエとか現代舞踊とか、そういう方面に働いてゐる人たちもそれに参画いたしまして、ここにあります国立劇場の設立経過の概要の中にもありますように、最初準備委員会が答申いたしました案には、単に伝統芸能のための劇場を建てるのではなくて、現代芸能の

ための劇場も同時に建てるということが載つております。それは準備委員会全体の意見、つまり伝統芸能に携わつておられる方々も含めて、今日日本でつくらるべき国立劇場の姿はこういうものでなくてはならないといふことについての一致した意見でございます。その意味でたしか伝統芸能のための劇場、現代芸能のための劇場、それから能楽のための劇場、さらに伝統芸能のための小劇場といふものを建てることを答申いたしましたのであります。しかしそれがいろいろ予算上の関係とかあるいは現在行なわれている建築法規などの関係から、同時に四つの劇場を建てることは不可能だといふような見通しがございました。それですから、その次の案といひましては、伝統芸能のための劇場を一つ、現代芸能のための劇場を一つといふ案を出しました。これもやはり建築法規その他の都合上、いま予定されている場所にそういう二つの劇場を盛り込むことは不可能だといふ、主として経済的なあるいは建築法上のことで一つの劇場にしほられたわけでございます。それで私ども現代芸能に携わつておる者も、予算がないのやらやむを得ない、目下何が緊急を要するかという点でいへば、まず伝統芸能のための劇場を建てるのが至当ではないだろうかといふことで、まず伝統芸能のための劇場を建てることに賛成いたしましたわけでございますが、それはまずさしずめつくるべき建物が伝統芸能のための建物であるといふこととございまして、国立劇場といふもののイメージが単に伝統芸能の保存、振興といふことに尽きるものではない、国立劇場といふ名で一つの法人の機関ができ、あるいはそのための法律ができるのならば、その全体的なイメージは、あくまで日本のこれからの演劇をどうしていくか、国民演劇といふこと、国民芸能の創造とか振興とか、そういうことの大きなイメージの中でこの仕事が進められなければならないという根本的な考え方は変わつていないわけでありまして、

ところが、この法案はあくまでも文化財の保護といふことを中心にして進められておりまして、

かりに今度つくられる劇場が国立古典劇場であるとか、国立伝統芸能劇場であるとか、あるいは文化財保護委員会のための伝統演劇博物館であるとか、そういうようなものであれば、この法案で規定されておるような目的あるいは業務、そういうもので十分であると思ひますけれども、国が一つの国立劇場というものををつくるのであれば、もう少し大きな観点から目的及び事業をきめてからなければ、何か一つのワケができてしまつて、国立劇場というものが、古いものを保存し、普及していけばいいというふうになつてしまつては、今日現代芸能に携わつてゐる者としてはたいへん困るというふうになるわけでございます。もちろん先ほど三津五郎さんからのお話がございましたように、また、現代の芸能に携わつておる者にとりまして、また、伝統芸能の保存、振興ということはいへん重大なものでございます。新しいものをつくるにつれて、過去のすぐれた文化の遺産を受け継がなければならぬことは当然のことでございますので、いまつくられてゐる劇場、またそれが主として伝統芸能のために使われるということについて、私も何らの異議を持つものではないでございますけれども、何か国立劇場法案というものををつくるのに、その使命が伝統芸能の保存、振興ということに限られてしまつては問題が非常に狭くなつて、あとではたいへん仕事がいふくなくなる。私もその期待するものは、もし国の力が許す限りすぐさま現代芸能のための国立劇場、建物がつくられることが最も望ましいのでありまして、国立劇場というものはまたそういうものをつくつていく上の母体にもならなければならないのだと思ひます。

今度できます劇場の利用ということにつきましても、この法案によりますと、ただただ伝統芸能のために使う。わずかにここでは現代芸能というものは、そういう仕事をやっていく上に余つた期間に小屋賃しをする、小屋賃しの対象にしかなくておられません。国立劇場というものを運営していく上の経費を、極端に言ひますと、あけていくために現代芸能にも小屋賃しとして貸してもいいというようにしてはならないと支障がない限りとか、そういうようなたし書きがたいへんついておるに、私も先きに伝統芸能の劇場を建てることに賛成いたしましたのは、さきも申し上げた通り、伝統芸能の保存維持ということが急務であるからであり、それからどうせ劇場を建てます以上、中途半ばなものをつくつてもいいという。ある方面では古典芸能にも使え、現代芸能にも使えるような劇場というふうな話もあつたわけでございますけれども、劇場というものは一度建ててしまひますと長く残るものでございまして、中途半ばなものをつくるよりは完全な伝統芸能のための劇場をつくる。しかし建物でございまして、現代芸能に使えないというものでございまして、ですから、現代芸能に使えないというものでございまして、現代芸能の振興ということも考えに合せてこの劇場を使つていく、できたものは使つていく。現代芸能専門の劇場が建つまではやはり古典芸能を主としながら現代芸能のために使つていくというふうなことにせひしてほしいと思ひます。

もう時間ですのでこれで、終わります。

○八田委員長 次に、伊藤嘉朗君にお願いいたします。

○伊藤(喜)参考人 私は、この国立劇場が建つにつぎまして、劇場建設について初めからいろいろお手伝いを申し上げておるのでございますが、歌舞伎劇をやるのだから、不自由な——不自由というわけでもないですが、昔のような劇場をつくれたいというのではないわけでございます。昔は間口も狭いし、すべていろいろな機構がなかつたので、非常に簡単なものでございました。そういうものをいまつくれば費用もかからないし、歌舞伎だけやるのならそれでもできるかも知れないのですが、やはり現代に建つ劇場でございまして、もう一つ新しい機構をできるだけ使つて——そういうことが必ずしも古典を悪くするということではないので、かえつて、具体的にいへば、幕合

いが短くなつたり、いろいろな点があるわけなんです、それでできるだけ歌舞伎劇ができるように、もちろん全完にできるように考えながら、いろいろまたほかの芸能にも使えるように考へてやつたわけでございます。いま非常に古典芸能ということを言つておられますけれども、いまの劇場というものは、明治時代に大体欧風の劇場をまねて、それに歌舞伎劇ができるようないろいろな施設をつけたものでございます。回り舞台とか花道だとかそういう歌舞伎独特の機構もございまして、大体において欧風劇場のまねでございます。それで現在でもいろいろな現代劇もそういう劇場でやつておるのでございますから、それよりもっと機構のいい、すぐれた劇場でございまして、その劇場ではかの現代劇その他がございわけはないのでございます。

で、もちろんそういうふうないろいろ小屋賃しというふうなことで書いてございまして、一番問題なのは、その小屋賃しというものは非常に高い金で貸す。ほとんど独立採算制を考えなければならぬから、一応採算のとれる額でそれを貸す。それはなかなか、四十万円だか六十万円だか忘れましたが、一日相当の額で、これはちよつといま普通の一般の良心的な劇団が払える額でございませぬ。それでそれから、私はそれもちよつとだから、そういうところから、私はそれもちよつとだに安くそれを貸す、何かそういうことを考へていただくようにしたいと思ひます。

ただ独立採算制から損のいかないうち小屋賃しをしていふのなら松竹や東宝や何かと変わりはないので、そこで安く芝居ができるということになれば、そこに初めて国立劇場としての意義も非常に出てくるのぢやないか。そういうことでこの現代劇のほうにももうちよつと何かうまく、門戸を開いていくような形を持つていつたらどうかと思ひます。

それから古典歌舞伎といひますけれども、非常にむずかしい。いまほんとうにわかる人はほとんどいない。現在やつておるものも大体明治歌舞伎でございます。まあ大体明治歌舞伎がその形になつてくるんじゃないかと思ひます。幾ら古典といつてもそう古いものはだれも知つていないし、ことに私の専門のほうの道具、小道具とか衣装だとかいうふうなものにつきましては、これはみんな明治時代にほとんどできたものだといつてもいいんです。部分的にはいろいろ古いものもございまして、何しろ間口が初めは六間ぐらいたつたのが、いまは十間というふうな広がつておるんですから、どうしてもそうならざるを得ない。それからそんなわけで、まあなかなか純粹のものがわかつてこない。そのためにまずこれが古典歌舞伎であるとか古典であると言へるだけの十分なそういうものをつくるべきでない。私はそれには十分ないことというふうなものが必要でございまして、そういうものをいつからあけるといふようなことをきめるよりは、はつきりそういう準備ができたときにやるというふうな形でもつていくほうがいいんじゃないかというふうな気がいたします。

まあこのくらいで一応おきまして……。(拍手)

○八田委員長 次に、花島鶴夫君にお願いいたします。

○花島参考人 伝統芸能に関しましては、法案を拝見しましたところ、何も、一言も文句をさしはさむことのできないやうなつばな法案だと思ひます。それにきよりのこの集まりも、はたして私どもの、参考人の言つておりますことが国立劇場に反映するかどうか。何かもうすでにちよつと手おくれないじゃないかというふうに思はれるところもあるのですけれども、私もここへ出席を命ぜられました以上は、可能だと思ひますこととて発言をさせていただきます。

国立劇場は、法案の第一条に、「わが国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行ない、その保存及び振興を図り、もつて文化の向上に寄与することを目的とする。」といふことが書いてございまして、つまり伝統芸能というこ

統藝能の伝統ということばが非常にあいまいにあるいは誤られていま使われているのではないかと、考えられているのではないかと。どうして、今日ほど伝統芸能というものが衰弱し、つまらないものになったか。これは何か文部大臣の文章の中にも、伝統の保存のための諸条件は近時急速に悪化し、この貴重な文化遺産が、内容的にも次第に正しい姿を失いつつある。——実際正しい姿を失いつつあります。日に日に色あせております。それはどういうわけかと思つて考えてみましたら、いろいろ理由もございませうけれども、私はこの伝統芸能の伝統ということばを誤つて考えていることからだと思ひます。戦後日本が戦争に負けましたために、いままでの日本のいろいろのことというものは全部何かだめみたいになつてしまひましたけれども、その中の大きな一つに伝統がございまして、伝統ということばを非常に悪く解釈いたしましたして、意地悪く解釈いたしましたして、悪い解釈をいたしまして、つまり何かいけなないもの、古くさいもの、何かコケむしたものの、それから何かカビのはえていゝもの、それから何かもつとひどいものは、戦争に負けた理由なんかも伝統に結びついたりなんかまでされております。つまり伝統ということは、非常に惨たんたる目に会つた、これが大きな間違いじゃないかと思ひます。

実例を申し上げますと、たとえば歌舞伎で申しますと、みえを切ります。みえというのは御承知のように何か劇の進行上に演技を一度中止いたしましたして、つまり精神の一番高揚をしたときに演技を中断して、そこでいわゆるみえを切るみえですが、そこで非常に誇張的な動きを示します。それをみえといふのですけれども、こういうみえみえといふものでさえ、いまは私も見ておりますと、何か気持ちよくこういふみえを切つていいんだなという、そういうみえじゃなくて、何だか疑いを持つたみえになつています。つまり何かほんとうは十やらなければならぬみえを七つでとめたり六つでとめたり五つ以下にまでしてしまいます。羽子板の例で私一番驚いたのですけれども——妙な例

をあげますけれども、一番いい例なんで申し上げますけれども、羽子板の押し絵というものが非常にやばりつゝまらなくなつた。どうしてつまらなくなつたかと思つてよく吟味してみますと、つまり誇張がなくなつてゐるのです。押し絵の誇張が、つまり浮き世絵な誇張というものがなくなつてゐる。歌舞伎の持つてゐる誇張というものがなくなつてゐる。つまり一つのかさならかさを持つ手つきも非常に誇張された手つきになつてゐます。何か説明がしにくいのでこういふときですから非常にやばい悪いので手つきでござん願ひますと、われわれが持ちますときは普通こう持ちます。それでは歌舞伎の持ち方にならない。少なくとも羽子板の押し絵の持ち方ではない。羽子板のわれわれのおもしろかつたところというのは、こういう持ち方、こういう手つきをしてゐます。三津五郎さんにあひう誇張した——絵ですからもつと誇張してゐます。こういうところでも、こういう感じにこういふかっこうでかさを保持してゐます。手つきがそれなんです。したがつて、たとえば顔の表情というものもそれと同じような非常に誇張された表情をしてゐます。それだからおもしろい。そこにこそ何か古いものの、少なくとも歌舞伎の値打ちがあるのじゃないかと思ふのですけれども、そのみえを切る場合にも、このごろの歌舞伎の役者さんといふものは非常に、何か十やるものを十やうてはいけなないのじゃないかというやうな疑いを持つてゐます。歌舞伎のけいこがさうです。たまにけいこを見ますと、舞台けいこのときにはやや大きな声を出しますけれども、普通のけいこの場合にはほんとうの声をだしてゐる役者さんはおきりません。ほんとうの動きをしてゐる役者さんはおきりません。かりつけてゐるわけですから。このところでおまへはこうなるからおれはこういふよ、このところでおまへはこうなるからおれはこういふよ、ただ普通の小さな声で、中音でやつてゐます。舞台けいこではややな声を出しますけれども、これもほんとうの声じゃない。

ない。そして幕のあいたときに、初日に初めてほんとうの声をだすわけですから、それでは何のためにけいこになるか。やはりそのための役の発声のけいこといふもの、初日のあけ前にちゃんとその声のできていなければならぬはずなのに、初日に初めて幕があいたときにはほんとうの声をだしたりほんとうの動きをするのです。それではわれわれを感動させるものではない。たとえば、そのけいこを本物の声でもつてやるといふことが、くさい役者だとか、何だ、いなか役者じゃないか、おれたち東京の役者はそんなことはないんだぞという妙なものであるのです。こういうものがまたじやましておきます。

また、たとえば三味線で申しますと、三味線の音を五つ——つまり手数といふことができますけれども、ちんちんとかとんとんとかいふのですが、五つなら五つ三味線の音を鳴らす、そういう曲になつてゐるものを、いま五つちんちんとひくとくさいといふられるのです。これが実におかしい。五つひいてゐると、何だ、昔のとおりやつてゐるじゃないか。それは町のお師匠さんか何かだと、ほんとうにお師匠さんの昔から教つたとおりにやるのですけれども、そういう芸といふものはまことに何だか古くさい、つまらないものだといふ風潮が芸能社会にあるのです。ですから手数をだんだん減らして、五つ、そこでちんちんとひくべきところを三つに手数を減らす。たとえば踊りもそうなんです。日本の舞踊がそうなんです。これはやはり三津五郎さんに月なら月といふものをさすときの手つきをどういふふうにするのか、見せてもらつたほうがわかりいと思ふのですが、ちよつと見せてください。(演技)それでいいのですか。(守田参考人)「こういううゝあいに持つてくる場合とか、役によつてちよつちよつ持つてくる場合とか、それは役の性格によつてみんな違つてきます。」と(呼ぶ)つまり月なら月といふものがここにあらんだぞといふことを示すときに、この手を前に何か動かして、そして、なぜ動かしつゝいるのかといふことを見せておいて、こう

やるから月になる。そういうことをいま踊りの世界ではとてもやがる。そういうことを正しくやると、やはりくさいと言われる。つまり何でもなく(演技)私はうまくなねできないのですけれども、あまりそうやらないでいて、何だか空気で、ムードで踊つてゐる踊りが非常に芸術的な踊りだといわれているのです。こういう誤まれた風潮が実に古い伝統芸能の芸の世界にある。これはいろいろの理由もありましようけれども、とにかく何かほんとうは——つまりそういうちんちんとしたみえを切つたり、それからそういうちんちんとした動きをするといふことのほうが実はむずかしい。そのことのほうがむずかしいからだんだんやれなくなる。それには非常に修練が要るし、非常な、つまり腕が要るのです。うまくな、よくみえな者がたとへばこういふことをやつたら、実に異様なものになるわけですから。しかし考えてみると、歌舞伎だの、あるいは能楽もそうだし、それから何か国立劇場法案の中にいろいろ付記されておられます伝統芸能といわれている日本のそういう古い芸能といふものは、実に異様なものです。実に珍奇なものです。今日のわれわれとは考え方も違ひますし、何から何までが違つてゐる。それだからこそつまり伝統芸能が誇張なものだと私は思ふ。ところが、何か伝統といふことはさういふふう非常に誤まつて、いけなないものだというふうにしてゐる人たちの何か劣等感といふものが、不安感といふものが、確信のない、自信のない何か仕事になつてゐるのではないかと思ふのです。

これも私の曲なんですが、去年芸術祭で常磐津と清元をつくれとNHKにいわれまして、私つくりました。古めかしいものをつくりたのです。明治時代の狂言作者といふばかにされた人たちが書けばこんなものを書くかと思ふやうなものをわざと書いたのです。芸術祭といふものが何か非常に新しい珍奇なものばかりをねらいますので。そうしたらNHKがその常磐津と清元をやつてくれる人たちに私を会わしてくれました。そうすると

こんちになつてゐるのです。常磐津の太夫さんも清元の三味線ひきさんも非常にこんちになつてゐる。つまり芸術祭で自分たちがやるんだというこゝのために非常にかたくなつてゐる。それから私は、早速これをほぐさなければならぬと思ひましたので、私の書きましたものはたいへん古いものでございませう。どうか常磐津さんはお師匠さんから習つたとおりの常磐津で語つていただきたい、それから清元の方もどうか師匠から習つたとおりの清元でやつていただきたい、そうして私のようなへたな者が新しく書いたものが、昔からある清元であり、常磐津であるかのように、つまりごまかしてそういう古めかしいものにつくつていただきますというのを申し上げたのです。そうしますと、その常磐津の師匠が——これはほんとうに感動したのですけれども、その常磐津の師匠のそういうかたくなつてゐた顔がみんなゆるみまして、そして私が特にその方に語つてもういいといふ、その方を名指しで選んだのですけれども、その一番古風ないわゆるお師匠さんといわれるような常磐津の太夫さんが、突然たいへんな喜びをあらわしまして、常磐津でやつてよろしいんですかとよくに言つたのです。私は常磐津と清元のかけ合ひを書いてゐるのです。それなのに、常磐津をやつていいのですかと云つて、それを言われたためにその太夫さんが非常に喜んで、ほんとうに感動したのです。それを見て私はちよつとひどいと思つた。つまりそういう無邪気な常磐津のお師匠さん、常磐津をほんとうに師匠に教つたとおりに覚え、学んできた人が自分の仕事に疑ひを持つてゐる。ですから芸術祭なんかに出てくるいろいろのわれわれの書く新作なんというものが、常磐津とか清元とか長うたとかいつておりますが、何が何だか実はわからない。ラジオで聞いておりました、これが常磐津か清元かわからない。新作の踊りなんかもみなそうなんです。われわれの書くものはそうなんです。何だか異様な、わけのわからない日本音楽、三味線音楽なんです。常磐津が常磐津でないのです。清

元が清元でないのです。これはひどいことです。

国立劇場の目的は私はここではないかと思つてゐる。常磐津は常磐津なんだ。歌舞伎は歌舞伎なんだ。文楽は文楽なんだ。それのほんとうの真骨頂をその国立劇場の舞台上で上演していただくことが一番大事なことだと思つてゐる。つまりそういう劣等感というか疑ひが深いというか——何かたいへん疑ひが深くなつておすおすしてしまつて、それで笑い顔だけ浮かべてゐるのが伝統芸能の現状なんです。これではだめなんです。ですから、国立劇場で上演されるものというのは、私はうまいといふことはもう望みません。芸の世界でうまいことを望まないのはまことにおかしいのですけれども、いまは望みません。そうじゃなくて、正しい歌舞伎が出ていかなければいけない。正しい文楽が出ていかなければだめだと思つてゐる。法案の面では私は一言も申し上げることはございませぬけれども、法律を動かすものは人間でございませう。この国立劇場を動かす人が伝統芸能といふものに對してそういう正しい考え方を持つて臨んでいただきたいと思つてゐる。それぞれの国の伝統のある古い芸術といふものが正しく伝承されなければ、新しいものは生まれてまいりませぬ。これはもう鉄則みたいなものです。伝統といふものが何か遺跡のようにこり固まつた古いもので、何だかばばちみたいなものと思つてゐるかもしれないけれども、伝統といふものは決してそういうものではないかと思つてゐる。伝統といふものは動き、流れ、躍動してゐるものです。それはその伝統を伝えなければならぬとかなんとかいうのじゃなくて、それがいいためにおのずから伝つてきたものなんです。それを伝える人の、そのときに生きてゐる人間の精神といふものがその中に加味される、加えられるからこそ、また伝統がみがかれるのではないかと思つてゐる。そしてその伝統を古いままで渡すのじゃなくて、そのものに、今日の人間がやるのですから、今日の精神が加わらないわけがないのですから、今日の正

しい継承のしかたをして——これにはたいへんな苦勞が要りますけれども、正しい、まともな継承をして、そしてそれに新しい精神でみがきをかけて次の時代へ渡すということが、伝統芸能を継承する人たちの責任ではなからうかと思つてゐる。

たいへん口幅つたことを申しましたけれども、私のほんとうの実感でございませうので、国立劇場の参考人として一言申し上げます。(拍手)
○八田委員長 この際、参考人の方々に補足される点がありましたら、お述べください。
○守田参考人 いま安藤さんが月をさせとおつしやつたのですが、今月ちょうど歌舞伎座で星を見るみえをしておりますから、ここでやると少ししろうとくさいのですけれども、御参考までに純粹のオーソドックスの歌舞伎の——私が酒を飲もうと思つたとき星が出てきてそれを見る動作なんです。普通でしたら、星を見る、皆さんごらんになるだけでございませう。歌舞伎ですと、杯に映つたのを、こややるのです。(演技) こんなことは氣違ひでなければならぬですけれども、歌舞伎といふものは大体こういうものです。

もう一つ言わしていただきますが、国立劇場ができましたら、皆さんは自分たちでおつくりになつた劇場なんですから、どうかぜひ芝居を見ていただきたいのであります。日本の文化人と稱する方が歌舞伎を見てくだらないので、非常に恥ずかしく思つております。この間アメリカに行きました上智大学のオルボラニという人が日本のある実業家に会つたときに、今月の歌舞伎を見ましたかと言つたら、いや見ない、先月見ましたかと言つたら、いや見ない、去年から忙しかつたので芝居なんか見に行つたことはない、とおつしやつてゐる。びつくりして、あなたは近松門左衛門をどう思ひますか、おれはそんなものは知らぬ、とおつしやいました。彼に言わせると、ソビエト人に、チェホフ知つてゐるか、トルストイ知つてゐるかと言へばおこるし、フランス人にモリエール知つてゐるかと言つたらおこるだらう、と彼が言つ

たら、そこにいたアメリカ人が、日本人だつて、シェクスピア知つてゐるかと言へば、すぐ知つてゐると言う。日本人つてそういう国民だよ、こつと言われました。さつきお話ししたフェスティバル・ホールまでおつくりになつて外国の芸術家を呼ぶこともけつこうですが、その十分の一の金と十分の一の努力で文楽座を見てくだされば文楽はつぶれないで済むだらう。どうか皆さん方も自分の国の古い文化を大事になさつて、私たちのつたない演技ではございませうけれども、これは先祖から伝えられた遺産でございませう。国立劇場ができたから、自分たちのものだから、せいぜいかわいがつていただく。意地の悪いことを言わずにまずかわいがつていただければ、自分のうちの犬だと思へばかわいくなる、よそのうちの犬だと思へば憎らしくなる。自分の国の演劇をどうかかわいがつていただくことをお願いいたします。
○八田委員長 以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○八田委員長 次に質疑を行ないます。通告がおりますので、これを許します。落合寛茂君。
○落合委員 本日は演技までやつていただきましたこととにあらがたいわけでありませう。つきましては二、三御意見を伺いたいことがありますので、各参考人にお願ひいたします次第であります。

最初に守田さんに御意見を伺ひたいのですが、言うまでもなく演劇に一番大切なものは、そこに守田さんのような名優が存在することでありまして、そういうことを考えますと、国立劇場がらばにございまして、そこに出演される方々、もちろん名優の方がたくさんおいでになるのであります。将来のことを考えてみますと、先ほども守田さんのおことばの中に、自分の生きてゐる間に成果を得られるとは思へない、次の時代のためにするのであつて、いわば安心して死ねる程度の国立劇場の創立というものが問題じゃないかといふ

うな含みのあるお話があったのであります。そこで、国立と銘打つからには、どうしても次の時代の俳優の養成が私には必要であると思ひますが、これに對しまして実際にその面に当たつておいでになる守田さんから、俳優養成のいろいろのお考えが日常おありだろうと思ひますので、その点をひとつお伺いしたいのであります。

○守田参考人 いまお話のありました次の時代の養成ということ、私は日夜心がけて現在やっております。歌舞伎保存会におきまして第一回の試演会をやりました。これはめいめいお互いに分担いたしましてやりましたのでございますが、一番必要なことは、私たちのいま舞台でする演技がどこから生まれてきたことで、これは何であるかというところから教へませんと、いまの人はだめなんです。ただ昔からこうやってゐるからこうやってゐるのだという教へ方ではだめなんです、現在歌舞伎保存会の会員には、私、自費でペンフレットみたいなものをつくりまして——たとえば皆さん日常お使いになつていらつしやる正午とか午前とか午後とかいうことば、これは実は徳川時代の正午の刻が正午といういまのことばになつてゐる。私たちが今日たいへんハイカラなことばのように使つてゐる正午とか午前とか午後とかいうのは、実は午の刻以前が午前で、午の刻以後が午後であります。それから時の觀念と申しますか、時の數え方などというものも、みないまの若い人たちは存じません。御年配の議員諸公は御存じでしょうが、おまえ待ち待ちかやの外、蚊に食われ、七つの鐘が鳴るまでも、という昔からのうたがあります。その七つの鐘が何時であるかということ、現にいま若い俳優に聞いても存じません。七つの鐘というのは午前四時でございます。そういうことからして教育しなければならぬ。私たちは日夜そういうことから教育をいたしております。たとえばお芝居をこらになつても、暮れ六つという、舞台の役者が急にあつて出さず居があらまう。あれとても、暮れ六つになりますと、江戸市中の見付の門が全部締まつたんです。ですから麴町

に用のある人も、四谷から暮れ六つ以後はもう行くことができないんです。それで演劇の中で、暮れ六つになると舞台で役者がそわそわし出す。あの暮れ六つということもどういふことから起きたのかというところを知つてゐる役者は、今日だんだん少なくなつてゐる。そういうようなことからいふ教へなければならぬ。ですから、そういうことに日夜専心して次の世代の人を仕込むことをやっております。たとえば舞台で返るトンボ返りなどというものも、これは若いときのけいこのしかたが悪いと、一生涯かたわになつてしまふ。これはいい指導者がついて一緒にけいこしなければいけないので、これも日々やつております。これは私たちの当然しなければならぬ責任でもあり、義務でもあります。これは日夜繰り返して、楽屋の中で冗談半分に、おまえ午前とか、午後とか、正午とかいうことばはどういふことか知つてゐるかというところを言ひながら教育いたしております。

○落合委員 そういふ行き方では養成されるものはいへんけつこうだと思ひますが、何か組織的な俳優学校といふものをごしらえて、その費用は、外国にもそういう例があるようでありますが、国家からのいろいろ補助でそれに充てて、組織的な俳優学校といふものを御計画なさるお考えはないですか。

○守田参考人 これは国立劇場ができました晩にはぜひやつていただかなければならぬ。というのは、俳優といふのは、中年になつてから仕込んだものではだめなんです。現在私のところの孫なども六つのうちから舞台に出しておりますけれども、今日の学校教育と非常に矛盾が起きます。学校のほうでは、学校を休むと困るから芝居に出ちゃ困るというし、私たちの家としては舞台に出さなければならぬというので、どこのうちでもそれで非常に苦勞しております。国立劇場ができました晩には、国立劇場の付属の俳優学校で、小学校から中学校、高等学校と順序を追つて俳優の子弟がそこで教育されるようになることを望むこと、もう非常に切なるものがございます。

○落合委員 次に千田さんにお伺いしたいのですが、実は前三、四回の委員会でも問題になりました、その問題に、きょうちようど千田さんの御意見がびつたり合ふんでありますが、この委員会ではいろいろな問題が起きました中で、新劇の取り扱ひ方に対する問題が、やはり一番中心になつたやうであります。先ほどのお話によりますと、ちようどその議論に符合するやうな御意見なんでありまして、国立劇場が伝統芸能のみに利用されて、ただ小屋のあいたときにそれを利用することをお許されると申しますか、利用すると申しますか、その程度にしか、新劇に對しては国立劇場といふものが何を持つていない、こういうふうにかえられます。と言つて、それならば非常に顧客等の多い新劇関係者の皆さんが、その間におきましてたまた手をこまねいて、国立劇場はあつた趣旨のもとにできたのであるからやむを得ないといつて、それに対して別に積極的な運動とかその他いろいろの行動を起さずに、そのままお過ごしになるお考えですか。何かお考えがあれば伺つておきたいと思ひます。

○伊藤(國)参考人 国立劇場の目的及び業務というものがどういふ形でまゝとあるというところは、うかつな話であります。今度ここに参考人として伺いますについて、この法案を送つていただいて初めて知つたやうなわけで、実はこのやうな参考人はまだ統一して現代芸能の各界から呼ばれるのではないかと思つてここに参りましたら、何か参考人に聞かれるのはきょうだけらしくて、しかもその中で私が現代芸能を代表してゐるやうなことであります。たいへん責任を感じるわけでありまして、とにかく最初の準備協議会の段階においては、その協議会全体の意向として、先ほど申し上げたやうに国立劇場が単に伝統芸能の保存、振興といふことでなくて、演劇全体に向けられたものであるといふことはきまつておつたやうに私は記憶いたしております。それがだんだん進行しまして、こういう法律ができることになりまして、いつの間にか文化財保護だけの観点にすりかえられ

てしまつてゐるというところは、たいへんふしぎなことではございまして、これを現代芸能に携わつておる者が聞きましたら、たいへんびっくりするところであらうと思ひます。このごろ新劇もちよつとおとなになりまして、せつかく進行しておるものをじやましたり騒ぎ立てるやうなことは別にしないで、きめる以上、この項目はぜひ変えていただきたい。つまり目的及び業務に關する限りはもう少し広い観点で、いま、できてゐる劇場は特殊な使命を持つてゐるのですから、そのために有効可能な限り現代芸能に開放するといふやうなことが、初めから定められていないと、たとえば小屋を貸す条件といたしまして、すでに上演歴があつて、しかも何かでき上がつて、いいものなら許可するといふやうなことがございます。こうなりますと、現代劇などというものは、なかなかすぐいいものができるとは限らない。いいものをつくるために努力してゐるもので、これは古典芸能の保存といふやうなことにしても、先ほど安藤さんのお話がありましたやうに、いきなり何かでき上がつて、いいものなら上演するといふのは、何か國のほうはつくるといふことに対して責任を持たない。ただいいものができたら何か陳列してやる。そういうのではちよつと困る。そういうやうな項目もこれはぜひ取り除いていただかなければ困るのではないかと、いふやうに考えます。とにかく生き残つたものでありますし、ほかの文化財のやうに形として残つてゐるものでなくて、古いものでも、いまつくつていかなければならぬ、創造していかなければ、古いものも残らないやうなものでございまして、そういうやうな項目は、あまりインキキなもの国立劇場を借りにきても貸さないわけにはいかなければ困るといふやうな考慮から、あるいはできてゐるとおつしやるかもわからないのでありますけれども、そのために何かまじめな、芸術家として相当長い経歴を持つておる人が、ひとつ新しいものをつくつてみようといふとき、それはまたいゝわゆる商業

どうも戦後に御承知のようにこんなりっぱないろいろな建物ができまして、できたときはもうものすくくりっぱで、とにかく何てりっぱな町になつたかと思うのですけれども、何かその建物をしばらく見ている間に、何か月か見ていると、半歳もたたないうちに、その建物が実にむなしものになる。実感として私はそうなのです。それは何かというと、建物はかり幾らりっぱになつてもいけないのじゃないか。やつぱりその中にいる人が充実していなければ、そこにふさわしい人がいなければならぬと思うのです。特に一番心配しますのは、国立劇場の中の権力、国の権力というものは、政府というものを背に背負つたそういう人、そういう方の発言、そういう方の考え方というやうなものが、日本の伝統芸能——私は伝統芸能のことばかり言っておりますけれども、伝統芸

能で私は呼び出されたのだと思うのですけれども、たとえば文楽でもどういふことにするかというところがゆがめられないか。問題は、どんなにりっぱな法律ができて、それを動かすのは人間なんでしょう、そのことが一番大事だと思います。たとえば、いま発言してしまいましたので申し上げますが、文楽の場合に私も考えております。たゞ、文楽が文楽協会になりまして、様子を聞いておきますと、思ひもかけない大ぜいの人が文楽協会に勤めておられる。それは文楽協会にいろいろの寄付をしたり、文楽協会の設立に対していろいろの功のあったような、そういうルートから送られてくる人事がものすごく多かったらしくて、そんなに一人人数が要るのかと思うほどの人数がおります。それはいいのですけれども、文楽で働いてお金を取っているのはやっぱり芸能人、タレントだと思ひます。文楽の中でいうと太夫、三味線、人形使いの三人がほとんどは表で働いて、それがしつちゅう日本国中をめぐって興行収入をあげているので、その連中が、まことに変なことを申し上げますけれども、その事務局で働いている人たちは自分たちが養っているのだという考えに思ひます。これは国立劇場はそんなことはないと思ひます。これは出演の人間、出演者とそれから国立劇場というものの関係が文楽協会とは違ひますので、そういうことはいいと思ひますけれども、とにかく文楽協会の場合には、何だかまるで縁もゆかりもなかったような人が、たいへんな人数の者が事務所でもってデスクを控えてそっくり返ったりしておまひます。そっくり返ってないものもあるのですけれども……。それが何か芸に影響してくるのです。自分たちがこれを食わしているのだなという意識が芸に影響してくるのです。これがもう一番困る。ただ思ひだけならいいのですけれども、思ひだけで、うちに帰ってかみさんに、おれはあれだけ食わしているのだと言っているのならいいのですけれども、そうでなくて舞台そのものに影響しています。影響していることが見えます。このことが私は一番おそろしいこと

だと思ひます。国立劇場はそんなことはないと思ひますけれども、ただ、別の心配があるわけなのです。やっぱり国家というものを、政府というものの中に背負って、その後光でもって、もしも間違つた、たとえば伝統芸能に対する考え方がそういう圧力でもってゆがめられてくるということとを一番おそれるのです。しろうとさんといひますか、戦争の最中に問題があつたのも、それぞれの何か芸能関係のポジションにいた人たちは全部しろうとでございまして、私には前提に知れない人は困る。無知な人は困るのです。そのことについて、歌舞伎なら歌舞伎について、文楽なら文楽について、正しい保存育成のことをほんとうにわかつている人、そういう人が人事として選ばなければならないと思ひます。

○落合委員 私の質問はこれで終わります。

○八田委員長 川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 たいへん安藤先生あるいは千田先生から、手おくれでないか、こういう疑問が出されました。あるいは現代芸能がいつの間にかはずされて、こういう疑問といひますか不審といひますか、そういうものも千田先生からお話があつたのでございまして、これは国が初めて演劇文化について保護して、いこう、こういうことで国立劇場が設立をされ、いよいよ開演という段階に至つて、こういう法律になつて出てまひつておるわけでありまして。といたしますと、いま安藤先生もおしやられますが、知らない者がやるのが一番こわいのだ、こういうふうにおしやられたわけですね。ドイツであるとかフランスであるとかといふところのものを聞いてみまひますと、それぞれ俳優であるとか演出家であるとかといふ人が劇場を運営している。こういう諸外国の例から見ますと、今後の日本におきまひすこの国立劇場の運営についても、そういう点はたいへん大事な点ではないかと思ひます。

そこで安藤先生と千田先生にお尋ねいたしたいことは、三十九年の八月八日に起工式が行なわれ

まして建物が建てられてまひつたわけでありまひす、四十一年のことに入りまひしてから、一月、二月の段階で、雑誌であるとか新聞であるとか、そうしたものをみてみまひしても、なお、組織のあり方あるいは運営の方法、それから今後の持つていき方、そうしたビジョンといひますか、そういうものについて何ら明らかにされてないといふことが、評論家の方々からも指摘をされてまひつておるように思ひます。そういうまひすとおるわけでありまひすけれども、その間そういったことがそれぞれの関係団体の方々に對して十分にも上げながら、建物と並行して今後の持つていき方の大きなビジョン、そういうものについて練られ方といひますか、十分に熟考して、そういうものがなかつたような感じがいたしておるわけでありまひす。しかも、最初に三津五郎さん仰せられましたように、数十年になるわけでありまひす国立劇場といふものが発足になるわけでありまひすけれども、これまでの間に、そういう組織のあり方あるいは運営の方法、そういうものについて関係の皆さん方に十分な御相談が——それは個人の問題でなくて、それぞれの団体なり協議会なり、そうしたものに對してなかつたものかどうか、お尋ねいたしたいと思ひます。

○伊藤(園)参考人 この劇場を起工します前にはわりあい広範囲に、伝統芸能の方々、現代芸能に携わつておる者、それから演劇学者の方々、そういう者が参与しておつたわけでありまひす。ただこの建物がまひつて、さて建てられる劇場が一応伝統芸能を中心とする劇場といふことになりまひしてからは、建物そのものの意見は求められまひましたし、われわれの現代芸能に携わつておる者も、劇場構造そのものについては多少意見を求められまひましたが、しかし全体の方針が歌舞伎をやるに適した劇場といふことが基準になつておるまひすので、そこで押えて、その範囲で多少とも便利にするようにといふ意味での意見は申し上げまひし

たが、それ以外のこと、特に国立劇場全体のイメージといふようなことについての十分な検討はなされまひたかもしませんけれども、私どもはそれに参加してきておりまひせん。

○花島参考人 文化財保護委員会から先々月に教育会館に呼ばれまひして、プリントを見せてもらひました。それからいろいろの説明がございまひしたけれども、私は演劇協会の役員をしてございまひして、伊藤先生は演劇協会の会長さんでございまひすけれども、やはりそれだけしか御存じございまひせん。そのときも私はほかに用があつたので、食事になつてから三十分くらいであつたので、すけれども、食事になりまひす前がたいへん短い時間で、ほとんどプリントの朗読だけに終わつたのです。それで食事のときに何か懇談的になりまひしたけれども、私は三十分くらいで帰りましたので、そのあと聞きまひしたら、私のあと三十分くらいで散会した。別に特別なあれは出なかつた。声の大きな人や何か意見述べるといふようなことがあひましたが、それが本題に触れていたかどうかはわからなひい。

○川崎(寛)委員 そういたしますと、二月の十日の準備室から出されまひした国立劇場運営の基本的な考え方といふもののプリントの説明があつたといふ程度にしか受け取れないわけでありまひす。これは単なる保存ではなくて創造だ、今後の創造が、これは歌舞伎についてもやはりそうだと思ひます。そういういたしますと、そういう点、回し方についてたいへん問題があると思ひますし、私たち法案の審議におひてもこれを十分に生かした、こういうふうにおひ思ひます。ただ、これまでの参考人の皆さん方にせつかくお忙し中をおひいたいただきながら、安藤先生からも手おくれじやないか、こういうことが言われまひすのは、国会全体のこと、これについては私たち文教委員会として、そういう国会の古い伝統は破りたい、こういうふうにおひ思ひますし、文教委員会は、幸ひにいたしまひして与野党ともに委員長を中心に良心的な

人ばかり集まつておる、こういうふうには思いますから、私たちはそういう点はひとつ御意見を十分にきき入れて進めてまいりたいと思つたのです。

そこで一つ安藤先生にお尋ねしたいのです。が、こういう国立劇場の建物ができてそして上演をされるものについて、伝統芸能で幾つか歌舞伎、狂言のものもまぎれてきて、それは無税だということも出て来ているわけではございませんか。そういうことと、一番おそれますことは、歌舞伎の長い歴史の中でも、いろいろと保護されて順調に育ってきたものではなくて、時の権力からいろいろ苦しい弾圧等もあつたわけですね。それを切り抜けて発展を遂げたものだと思つたのです。それが今回こういう建物ができてそこでやつていくという場合に、官製の伝統芸能と非公認の伝統芸能、こういうものが画然とされてくるということはないかと思つたのです。こうした点についてひとつ安藤先生、それから三津五郎さんのほうも、お役人のおられるのでたいへんものを言にくい面があるかと思つたのですが、ひとつ率直に御意見を聞かせていただきたいと思います。

○守田参考人 いま御質問がありました点につきまして、これは私がいまここでお役人のおられるから言にくいだろうとおつしやいましたけれども、これはたいへん長い歴史を持った官僚不信という国民の概念ができておるということ、これはこの際それを払拭するために、国立劇場に関する限り官僚不信という伝統も払拭したいと思つた。希望の意見でございます。

○花島参考人 これは私三津五郎さんと同じ意見を持っております。これは非常にむずかしい問題だと思つたのです。ちよつと短い時間では言いにくいのではないかと思いますけれども、国立劇場でもつても歌舞伎をやつておる場合にはたいへん安い入場料で、それからその同じ月にも歌舞伎座でも歌舞伎をやるときには、そう無税というわけではなないので、たいへん大きな税が入つておりますから、安くはできませんのでけんかにならなかつたと思つたのです。こういうことはまずあります。ですから国立劇場に歌舞伎が出てきたときは、おそらく東京では同じ程度の歌舞伎は出てこないのではないか、成り立たないのではないかと思います。

それから国家で保護される歌舞伎という芸能が、文楽という芸能が——文楽はそういう形になつてまいりましたが、歌舞伎がぞつぷり全部身ぐるみ保護されるということになるとたいへんな問題になるので、やはり歌舞伎にしましても文楽にしましても、何か今日までこうやって残ってきたというもののの中には、すなおでなくていろいろ苦しい中をかいぐつてきたところにあるもの、すこし魅力があるので、そういうものが血になつたり汗になつたりからだにしみ込んでそれが芸になつておると思つたのですが、そういうものが芸のほんとして国で守つてもらえておるのだということになる——そろそろ文楽にそれが見えてきたのですが、そうなるのと私どもは一番心配するところなんです。こういう点でもやはり精神面でそういうものを洗い清めていく、そういうことがまたむずかしい段階に入るのでないかと思つた。

○川崎(寛)委員 千田先生にお尋ねしたいのでありますけれども、現代芸能がはげされてまいつたわけでありまして、文化財の保護という立場だけが貫かれてきておる。そういたしますと、これは文教行政全般の問題とも関連をいたしてまいりたいと思つた。外国の経験の非常に長い千田先生です、特に外務省の経験の非常に長い千田先生です、えはフランスに文化省というものが置かれておる、あるいはドイツに科学芸術省というものが置かれて、そうした文化面の保護育成というものをそれぞれ自主性といひますか、そういうものを尊重しながら、しかも保護の割合においても、今回の国立劇場に見られますような国家の保護というのにはある意味においてはたいへん足りないわけでありまして、そういう後進国といひますか、おくれでおるものが日本の場合にははつきりしておると思つたのです。けれどもそういう面からいひますと、今後こうした演劇文化あるいは芸術全般を進展させていくというためには、行政面における問題として、日本においても文部省にいまのようにならなかつておくと、文化省とかさういふものが必要だと思つたので、文化省とかさういふものがやはり必要なわけではなない、こういうふうにも思つたのでありますが、さうした点について、この際、千田先生の長年の御経験から率直な御意見を聞かせ願ひたいのです。

○伊藤(國)参考人 ばく然とはす、文化省というものができるべきだとは思ひますけれども、今後のことに関しましては、まあ文部大臣が、ほかにならぬと思ひます。すぐその下に何か文化財保護委員会がついてやるわけなんですか、それと、それから、文部省の中にたといへば芸術を扱つておるところはないかと思ひます。社会教育局といひますか、あるいはそこに芸術を扱う課か何かあつたと記憶するのでございます。

【委員長退席、八木(徹)委員長代理着席】

そういう面の力が働かなければ、単に文化財保護というもののだけではこの仕事はやっていけないんじゃないかと思ひますが、先のことは文化省ができたらいよいよと然と思ひますので、こゝで外国の例など詳しくあげて——時間もございませぬしね。すべての発想が文化財保護だけにきまつたといふことは、これはたいへんです。文化財保護委員会がこれを発案されてそれを進められてきたのはたいへんいいことだと思ひますけれども、一時、その間に現代演劇に向けての構想もできてきておりましたし、準備委員会の限りでは、それが全体的な意見だと思ひますので、それがいつの間にかまたもとに戻つてしまつたというように、何かその辺のちよつとぐあいの悪さがあるんじゃないかという気が、この経過を外から見てもおぼしめて、するわけですね。

○川崎(寛)委員 最後に一つお尋ねしたいと思ひますが、今後この国立劇場を皆さん方、諸先生の御希望といひますか、あるいは関係団体の御希望の方向に進進して行く、こういうふうな運営に持つていくには、これはまあ政府のほうの問題もございすけれども、今後の運営についてどうすれば十分に先生方の御意見が反映できる運営に持つていくか、さうした点について御意見ございしましたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。が、千田先生、その点どうですか。

○伊藤(國)参考人 先ほど申し上げたように、やつぱり目的と事業というものをと幅広くしておかないと、何か今後やつていく上に、これだけのことをやつていけばこの劇場はいんだというところが規制されるとたいへん困ります。ですから、この審議の上でこの部分をぜひ国会の皆様方と御検討くださいまして、そのことについてと現代芸能その他演劇全般について考えを持つておる人々の意見ももう少し参照してくださいまして、そのことをきめてかかる。それでとりあえず緊急を要する仕事でございすから、伝統芸能の保存といひますか、振興といひますか、始められた仕事は進めていかなければいけないんだと思つたのでございすけれども、その辺のところ、この法律が今後すべて国立劇場というもののあり方を規定するということになりますと、これは非常に重大な問題で、これは私が別に属意いたさなくても、現代芸能に関する者はみんないきなり立つ問題ではないかと思ひます。ですから、保護といふような仕事につきましても、これは現代のために保護するものであるし、未来のために保護する

んでございますから、単に伝統芸能関係の人たちだけがそれにタッチするというのはなくて、やはり新しいイメージを持った人間が参加して、何れもそれは妙に交いにいびつなもので伝統芸能を愛するということではなくて、そういう考えがあつてこそ伝統芸能というものはますます本来の古くからの形を残すことができるのでございしますが、そのもう一つの使命が何かおそろかにございまして、国立劇場というものが古いもの、古いものを守るという形でこの仕事が進められたのでは、今後の日本の演劇の発展にとつてたいへんな害になる、むしろそういうものを二つに分ける、分けながら結びつけるということが非常に大事なんじゃないかと思ひます。

○八木(徹)委員長代理 二宮武夫君。

○二宮委員 千田参考人にお尋ねをいたしますが、先生のおっしゃる通りに、三十四年の六月二十六日の準備会で答申をいたしました際には、第一劇場が伝統芸能、これは千五百人の収容、第二劇場が現代芸能で二千人の収容、能楽堂と第三劇場が伝統芸能で八百人の収容、こういう答申案が出ておつたのが、建築法の違反等の問題がからみまして、それから後に最終的には三十六年の二月十六日の準備委員会で現代芸能というものが切られてしまつておる、しかも名前は国立劇場である、そこに非常に私どももこの法律の題名と内容とに矛盾を感じたわけなんです。

そこで伝統芸能というものを考えてみますと、伝統芸能が発生した当時はやはり新劇だつたと思ひます。いまは枝ぶりがたいへんよくなつて、まさにりっぱな姿になり、どうかすると安藤先生のおことばをかりると、正しくない姿も出てきうたというので、やはり国が助成を、これを守らなければならぬという段階に来ておるというところとございしますから、私は安藤先生にお尋ねをいたしますが、演劇の全般的な評論家としてお願いしたいのは、いまやはり伝統の芸能に中心を置くとしまして、いま民族文化の発祥しておる一つの具体化した新劇そのほかの現代演劇というものを

を、これをやはり保護育成をするという姿をとらないと、これは五十年後、百年後になって非常に悔いを残すのではないかと、そういう面から考えますと、法律の題名から考えましても、あるいはそういう民族文化の消長からいたしましても、将来の歴史的な流れから考えましても、現代の芸能というものに對してやはり国は責任を持つて、これを何とか保護育成をするという姿をとらなければならぬのじゃないか、このように私は考えておるのですが、経過的にはいま申し上げましたようないろいろな敷地の問題、建築法の問題、資金の問題等々がございまして、発足当時の国立劇場と現在法文化されておるところの国立劇場の内容というものは大きな矛盾が出てきておる。だからこれは何としてもいまの私どもの良識から将来を考えましてひとつは正をしていく、将来のビジョンというものを考えながらやっていく必要があるのではないかと私は考えるのです。でなければ、国立劇場というのは何だか博物館的な存在になるのではないかと印象がございしますので、その点についてひとつ演劇全般評論家として、歴史的な視野に立つての見解をぜひお述べいただきたいと思ひますが……。

○花島参考人 私はあのポリシヨイのバレエを戦後に日本で見ましたときに、ああいう戦争の最中に自分の国の古い芸能というものをこんなにもみごとに守つていたか、たとえばレベンスカヤさんというりっぱな技術者がいまして、そういうえらいバレリーナだけじゃなくて、たとえば三羽の白鳥になつたようなところにも、たいへん若い十代から二十代になりかかるといふ人たちがつた人たちにクラシックのバレエというものを身につけた人たちがたくさんおられますので、そのことに私は驚いた。そうするとすぐそのあとにポリシヨイのサーカスが来ました。このサーカスは驚くべき新しいものでした。その最初に来ましたポリシヨイサーカスというものは驚くべきもので、ちよつと一例をあげますと、たとえば、これは有名な話になつておりますけれども、クマが何頭かいますと

そのクマが、いままでやつた人間の曲芸を全部そのまゝやる。それで、私は見物しておりました非常な劣等感にさいなまれた。ぼくがあのまねをしると言われたらとても一芸でもまねすることはできないのに、クマが全部まねをした。ずいぶんいやなことをするなと思つて見ていました。つまり、その演出に、非常にいやなことをするな、手の込んだことをするな、いままでさんざんやつてぼくらを驚嘆させていたそういういろいろの曲芸、体技を全部クマがやつた。すごいことなクマなわけですね。私は、もう人間というものは自分と考へて、何か非常な劣等感にさいなまれて、何という偉いクマだろうと思つて尊敬をしていたのです。そうして、そのクマの芸が全部終わつて、そのクマをつかう調教師が、こゝろやつて、一頭ずつさげなくえさを渡しながらみんな楽屋へ送り込んで、そうしたら、一頭間抜けなクマがおりまして、それがどうしても帰らない。丸い舞台の中を動いてる。あつちへ行け、あつちへ行けというのですが、調教師がそのうちにおこつてむちをやつたり何かするのですけれども、愚かなクマは言うことを聞かないでぐるぐる回つてゐるのです。そうすると、私をはじめ、たいへん大勢のお客さまが安心したわけですね。やつぱりクマだな、やつぱりばかクマがいたんだという、自分は人間であるというところで非常に満足を得まして、たいへん大喜びで、お客が何ともいえない拍手で、みんながにこやかに笑つた。そうしたら、最後のところでもつてクマが言うことを聞いて楽屋へ入つていった。それでまた非常に満足をして立ち上がつて二、三歩歩いて気がついたのです。あれは人間の演出だつた、劣等感を持たしておいて、そしてそのまゝ帰したのでは、サーカスに来たお客さまはたいへん不愉快なまゝ終わるので、そういうことまで考へてゐる。そのことに驚いたのです。こういう新しい芸です。こういう新しいことを考へるところが、つまり、あの戦火の中で

ま若い人に伝えて残していったということに、私は必ずしもソ連は好きじゃございませぬけれども、そのことに驚いたのです。それと同じように、古いものを正しくちゃんと尊敬してそれを伝承してゐる国は、必ず新しいものがあります。いま聞いておりますと、伝統芸能は古いものというので、古いものならざるものというものは新しいものというふうな誤解されてゐるところがあると思ひます。古いものでないものは必ずしも新しいものじゃありません。へんてこなものであるかもしれませぬ。それでは困る。古いものでないものだとすぐ新しいものだと解釈するところにぼくは非常に愚かな考へがあると思ひます。たとえば、歌舞伎を、すぐ、古いから新しくしようじゃないかといつて、前進座はみごとな失敗をしてゐる例があります。やつぱり先のほうがいい。昔のほうがいいじゃないかというので、こつぱどくやられてしまつた。それから再演しておりませぬけれども、たとえば熊谷陣屋をやり直したのですけれども、これはやつぱり昔のまゝのほうがよかつた。昔のまゝをうまくやつてくれたほうがずっとよかつたのです。そういうふうな、つまり古いものをいじくるといふばば間違ひ。何か、古いものといひますけれども、これはみんなを書き替へるものがある、感動させるものがあるから、長く伝えられてそれが伝統になつてゐるの、むやみにいじり方をしてはいけません。正しい伝承をしてゐる国には新しいものが必ず生まれてゐると私は思ふのです。これは、私が言うのではない、千田さんなんかの師匠さんでもありまして、私も先生と思つておりますけれども、小山内薫先生がちゃんと書かれております。古いものを大事にし、古いものをほんとうにみごとに継承してゐるところでなければならぬ新しい芸術というものは生まれないのだというところは、常識になつております。ですから古いものだけを上演する国立劇場というものは私どもも考へられませぬ。古いものを大事にして、古いものををもつとみ

い芸術がなければならぬ。その血で洗い清めなければならぬ。これはあらゆる芸術の鉄則だと思ひます。ですから、国立劇場の中から、これは伊藤さんがいま私のわきでちょっとお話されたのですけれども、……

○伊藤(憲)参考人 四つの劇場がどうしてもできないというときに、これは記録に残してくれというのを久保田万太郎先生がおっしゃった。これだけはきちっと書いておいてください。やっぱり書いておいたことでもいまこれは問題になってくるので、先生の偉いところをいま感じているわけです。

○花島参考人 久保田先生がいつかの委員会のときに、なぜ四つの劇場かということをやちゃんと発言されています。これは、古いものと新しいものが両立しないところに芸術の正しいあり方はございません。

○二宮委員 私ども、国立劇場法が成立をいたしまして所期の目的を達成するために、法案審議について皆さん方のいろいろな貴重な御意見を承っているわけです。ただ、事業内容の中で心配になります問題は、これは守田参考人にお尋ねをいたしましたのですが、芸能の伝承者を養成をするという事業項目があるわけなんです。しかも、それは四十二年から初等科を入れました、それに続いて研究科をつくりまして、なお作曲、演出、作家、これらの伝統芸能に関する人々を養成する養成機関をこの中に置いてやろう、こういうことなんです。これは非常にむずかしい問題ではないかというように考えるのです。おそらく先生方は、やうことばがわかるころから見よ見まねでやはりそういう雰囲気の中で育ち、非常に御苦労なさって芸をみがかれたと思うのですが、こういう中につくられるこうした養成施設というものは、はたしてほんとうに伝統芸能を伝承し得るような人が真にここで養成されるだろうかどうだろうかという心配について、私はしろうとでございましてから心配するわけなんです。はたしてこれは何年計画でやるのかという質問をまだいたしておりま

せんけれども、こういうような組織で、何名入れて、どういう先生をここに招致して、どういう姿でこういう人を養成するのであるのかということについては、これは後に法案の審議の際にもう一ぺんお聞きしなければならぬ問題だと思ひますけれども、この養成というのと、皆さん方がずっと経てこられた芸の道というものを比較を、あるいはそのほかの伝統芸能というものを比較をしてみますと、こういう場所と別個に養成機関をつくってやっていくということでは、はたして真の目的とするところのそういう伝統芸能の継承者の養成が可能であるだろうかどうだろうかということに、私は一まつの心配をしておるものですが、その辺について、もしこういうようにここに施設を持つてやるとしたならば、どのような構想がよろしいのか、あるいはこういうことではたしてほんとうにできるのだろうかどうだろうか、しろうとで心にできるのだろうかどうだろうか、というところであればけっこうなんですけれども、なかなかきびしい芸の道から考えまして、この中にそれを持つてやると自体は容易なことではないのではないかというふうにも考えますので、その道で御苦労なさった守田参考人にひとつ御意見をこの際ぜひ承つておきたいと思ひます。

○守田参考人 いまの御質問、養成機関のございですが、関東大震災の後、あれは昭和初年ごろ、なくなりまして六代目菊五郎がみずから俳優学校をつくりまして、私の父の先代三津五郎、先代坂東三郎が教壇に立ちまして、教壇の上から歌舞伎を教えました。そのときの研究科の生徒が、今日まだ活躍しております尾上多賀之丞、市川左團次、尾上三郎、私と、この四人。その次の高等科の一年生にいまの梅幸、松緑などおりました。現在新劇、映画、テレビ等第一線で活躍している人たちが、みな老人になっております。みんなもう六十代であります。これもこの俳優学校出身者が多数おります。当時の俳優学校の教師をしていた人たちがまだおります。その経験から申しまして、この方たちと御相談してやってい

けば、できないことではないと思ひます。ただおもしろい笑話でございますが、私たちが研究科の生徒を半年教育しまして実績を見ておるうちに、六代目校長が、ある日、研究科はきょうでやめだ。四人しか生徒がいなかった。きょうでやめだと言ったわけです。やめになりましたら、翌日研究科の生徒のいまの尾上三郎が学校主事になりました。研究科は半年でやめになりました。しかし学校で教育するということは、たとえば私たちが今日でもそのときの教育があったかたのは、ふだん家庭内で教えたこととを、みんな学校で教えたなければならないとなると、自分のままで伝承してきた技術を整理しましてみんなに話をする。そこで教わったことがいぶん役に立っている。今度も国立劇場にそういう機関ができれば、率先して自分のところの弟子たちも入れたいと思つております。これは決して悲観的ではないと思ひます。

○八木(徹)委員長代理 上村千一郎君。

○上村委員 実はきょう舞台芸術関係のきわめて先覚的な立場の四参考人においてを願つて、少しくお教を承りたいわけですが、その前に、私どういうふうな基本的な考えをおるかということも申し上げておいてお尋ねをしたほうが簡単に済むかと思ひますので、考え方の基本的な態度を申し上げさせていだいてお尋ねしたいと思ひます。

実は、この前にも国立劇場法案の質問を、私したわけでございますが、この文化というの、もちろん舞台芸術、伝統芸能、いろいろの現代芸能というふうな申しておりますが、とにかく文化の二環をなしておるわけです。こういうふうなものと、要はできる限り民衆の中で育つていくということ、またそうしなければ長続きのするもんじやない。こういう意味からいいますれば、国ができるだけ介入する度合いというものは少ないほうがよろう。しかしながらそれだけでは芸能の保持あるいは振興というものが事欠けるという場合が起きてくる。そういう意味においてこれに国が関与をいたすということも非常にいい

ことである。文化そのもののいわゆる基本的な概念と決してそごするものではない。しかし、その態度というものは慎重であるべきだ、こういうふうにも思ひます。きょう四先生のお話を聞いておりまして、伊藤先生参考人も、いろいろ現代芸能のことをおっしゃつておられながらも、この法案について決して反対的な意味じゃないということを感じておるわけでありまして、

国が文化関係の振興あるいは保持に關連を持つていくという際においては、一つの財政的基盤が特に必要だというものに關連をしていくのがまず第一義的であらう。また相当財政的援助を受けたいと、なかなか真の使命を達するわけにいかぬというものがある。これに国が関与していくことは好ましい状態であつて、決して敬遠すべきものではない。そうすると舞台芸術の中には、いろいろ伝統芸能もありますれば、現代芸能もある。けれども、いまのところ伝統芸能というものが第一義的に対象になつてきておるわけです。これはきわめて自然的なものであるし、予算関係もあるであらうから、決して国の文化政策の意味においても、そこする性質のものではない。しかしながら伝統芸能だけの保持もしくは振興をはかつて、真の日本の文化の向上というものは、これまた全部ではないことは論を待たないけれども、とりあえず、その観点から言へば、伝統芸能というところに入っていくということが、一応手とり早いのではないか。しかしその運営問題につきましては、真に芸術というものの、文化というものに理解のあられるお方が参画されるときに、国が関与したからと言って、観客層というものがついていかなければ、国がいかにこれを維持あるいは振興をはかろうとしたつて、要するにこれはいつまで続くかというだけの話になつてしまふ。だからそういう意味からいいますれば、長い試練のもとに結局文化というものは榮えていくという意味だから、国がこれに關与したからと言って、直ちに官製芸能というものがそこにあるというふうな心

配はないのである。こういう観点を持つておるわけです。

それとともに、この法案自体はいますべて満点な意味においてスタートしておるわけでもない。しかしながらこういう文化政策というものについては、守田参考人のおっしゃったように、なかなかそう一朝一夕に進めていきながら、悪い点は改良していく、こうあるべきもの。その証拠には、この国立劇場の構想というものは、いまを去る十年以前にすでに閣議決定でありながら、そしていろいろな批評あるいはその他の討議を経て現在の段階にまで来つておるわけです。思ひつきでいいますと出てきたものではない。こういうような点から言いますれば、現時点においてはこの程度によつて出発しながら、要するにどうしたら理想に近づけるかというところに相なるであらうというふうな考えを基本的に私は持つて、その観点のもとに、この前、法案の質問をいたしたわけでありす。

きょう四先生お見えでございますので、どうしたならば、現在の法案というものを母体に持ちながら、どれだけ理想に近づけていくか、こういうような点についてお尋ねをしていくわけでありす。

実はこの国立劇場のいろいろ主要な事業目的の中に自主公演ということがあります。まず主要事業として「雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、邦舞、民俗芸能等の伝統芸能の自主公演を行なう。」これだけではございません。いろいろたくさんあります。が、一番初めにあります。それでいまの俳優の方を養成する付属施設を設ける、これはもうすでにこの法案の内容の中に入つておる。けれども俳優の方を養成するだけでは、これまた十分ではない。その中にはたとえば面にしても、首にしても、かつらにしても、衣装にしても、あるいは小道具、大道具、楽器あるいはそれらのものの修理技術とか、いろいろの問題を含んでくるわけですから、要するに舞台芸能においては総合芸術でこ

ざいまいしょうから、そういう点がある。こういう俳優の方の養成以外に、何かこういう面の養成というものについて、何かいいお考えでもありません。一そう充実をしていくだろう、こういう意味におきまして私はまず守田参考人にお尋ねをいたしておきたい。

○守田参考人 たいだいまのお話にありますが、実際に国立劇場ができなくても養成はしているのでございます。養成をしていなければ、今日芝居の幕があかないのです。現在でも国家の保護は何もなく、別に松竹からもそれに対して手当も出ることもなく、ただみんなばかでございますから、歌舞伎の世界に生きる人間はただ好きだからやっているというのでやっているのでございますが、この人たちは何らの保障もないところで日夜――朝の九時くらいから出てきて、夜十時過ぎまで、自分がその技術を覚えるために働いております。今日この下で働いておる人たちが、そういう技術を覚えようとしておる人たちが、今後国家がこういうことになったというだけでどんなに心のささえができたか、それが私、すでにたいへんなプラスになっておると思う。その点ではいまだに私たちのところには弟子入りして技術を覚えたい、それから中にはひどい詐欺にかかりまして、皆さん御存じのように、舞台でちゃんちゃんと折をたたく、あれをおれが口をきいてやれば入れるから三十万円よこせというので、すなおに三十万円知らない人にとられまして、それで芝居へ来て――私は、この子供はたいへん感心な子なんです、将来ものになるぞと言つておりましたが、大学を卒業してきて、すぐ毎朝九時から来て、ちゃんちゃんと折をたたくのを修業しておられて、心がけがいいので、もう現在歌舞伎座で実際に役立つようになっています。そういう例もございします。で、私たちのほうでは、いままでどこからも、保護もなければ、保障もないにもかかわらず、現在でもやつておるのがたくさんございします。これが将来国立劇場ができたら、国家が公然と認めてくれるのだとて、君たちの仕事を国家が育成してくれるのだと

いうことはもうおとし以来たいへんな心のささえになっておるといふことをお答え申し上げて、私の答へにさせていただきます。

○上村委員 次に、伊藤閣下参考人にお尋ねをいたしたいと思ひます。私も現代芸能につきましても、どう振舞ふか、またそれを忘れてはいかぬという趣旨のもとに、この前の法案についての質問をいたしておるわけです。伊藤先生のおっしゃること、きわめて同感なわけでございますが、いまの法案として、先ほどの基本的な態度で進めていく際でございますが、この国立劇場ができた場合に、いわゆる現代芸能というものにつきましても、これはいまの伝統芸能の自主公演に差しつかえない限り貸与することになっておる。これは何となく小屋貸しみたいなことでみみっちいような話で、はなはだ考えさせられますが、しかし、伝統芸能の保持、振興という大目的を掲げながらも、しかも他の分野、現代芸能について目を開いていくということは、これは私は前向きだろふと思ひまして賛意を表しておつたわけですが、いまの国立劇場ができた場合に、一体一年間にどのくらいの割合で使つていくほうがいいのか。自主公演といつたつて、年がら年じゅうやっていくという方針もあるし、現代芸能はこれは多少貸与するということがあったところで、事実上できぬことになってしまふ。だから一体どのくらいの割合で現代芸能についての貸与というふうなことが行なわれればいだらうかというふうな点につきまして、お尋ねをしておきたい。

○伊藤(閣下)参考人 私、文化財保護委員会でしたら依頼を受けて外国を回つてきました。方々の国立劇場を見てまいりました。その幾つかに答申をしていくように頼んできたのですが、あまり向こうからこないのですけれども、少なくとも、国立劇場が小屋貸しをして、それを経費に充てているというふうなところは、外国にはございませぬ。そういう質問要項があったので、私持つていつて、どこへ行つてもちよつとはずかしかった

のですけれども、つまり小屋貸しで国立劇場が運営されていくということはない。演劇関係の講演会で使うとか、その他の目的で使うということもございませぬけれども、小屋貸しで維持していくというのはないのでございします。

今度の、来年度の大体の計画でございますが、この最初の一年間の計画を見ますと、自主公演というものが大体半分くらいになっておる。あとが小屋貸しということになっておるのですけれども、それを小屋貸しという形で現代芸能――また、その小屋貸しもその中のかんりの部分は国がやるのでなく、私的な伝統芸能の公演に貸すということが優先されておまして、そのあとの残りが何となく現代芸能に使つてもいいというふうな規定のように私はこれを読み取つたのでございすけれども、それでは国立劇場というものの本来のあり方からいへば、たいへん消極的過ぎる。こういう劇場でございしますから、現代芸能にもつとよけい、何か一定の比率でということもちよつと言ひにくいと思ひますけれども、将来、現代芸能のための劇場ができるというイメージを先におきまして、その間、やはり両方ができるだけ使つていく、たとえば年々芸能祭などというものが日本ではこの何年行なわれておりますが、そういうようなところには現代芸能も積極的に参加しておりますが、そういうような機会に、積極的に国立劇場が現代芸能を含めての演劇祭をそこでやるという点について考える。これはどうもやつていけるのは社会教育局の仕事ですね。文化財保護委員会とはまたちよつと違つた組織がこれをやつてきておるために、今後そういうものをやつていく上でどういふことになるのですか、私ちよつとそこを初めから、国立劇場というからには、年一回の国がやる芸能祭というふうなところには、積極的に現代芸能を参加させ、あそこでそれをする。それまた自主公演の中に当然含まるべき性質のものじゃないかというふうに思ひます。

そのほか、あとは、つまり伝統芸能を主にしな

がら公演を持つといつても、俳優の方々はいろんな興行会社に属しておられていて、これをかり集めてあそこである範囲の公演を持つというこ

とでもたいへんなことだと思ひますので、その点については、本来、私は固有の劇団を持つべきだ、国立劇場は、劇場ではなくて、創造する一つの団体も持つのだ、それが何れも初めから成功しなくとも、それをつくつていくイメージをまず持たなければだめだといふふうに考えます。たとえばそのときそのときに俳優さんを契約で集めて、それで何かアンサンブルのとれた一つの芝居をつくるというようなことはなかなか困難なことでは

あります、やはり国立劇場、特に伝統芸術というようなものを保護していこう、そこをしっかりとやつていこうというのには——やはり俳優も見たところ、伝統芸能をやつていらつしやる中にも全部が全部そうじゃございませんので、やはりマスコミの影響を受けたり、映画のほうに入つたりしてしまつて、そのために知らず知らずのうちに、自分の受け継いでいらつしやる芸能をこわしていらつしやるということもあると思ひますけれども、そういうことを防ぐのにもやはり国立劇場が一定の創造団体を持つて、それを中心にやつていくということが大事なことだと思ひます。それはいろいろの興行会社の関係もあつたり何かしらして、すぐそんなことをやると、いろいろの問題が起りますので、慎重にいまの形で進められていくのだらうとは思ひますけれども、やはり将来のイメージとしてはそういうものでなければならぬ。そういうものがなければ、何かを養成するといふことの主体にもならない。そういうようなことがあり得るので、大事な仕事なので、その中へ新劇が、ここで抽象的に、現代的な意味からい

まして、何日とれというようなことは、ちよつと言ひにくいのでありますけれども、そこは、そういうことが今後国立劇場をやつていらつしやる方の良識によつてきめられる。その場合に、何かこの法律がワクにならないように、法律でどうきまつてゐるのだから貸さなくてもいいのだといふよ

うなことにしておいては困ると思ひます。

○上村委員 いまの伊藤蘭夫参考人のおつしやることもつともだと思ひますが、しかしこれは評議員会でもできますし、専門委員でもできますし、また実際に上貸するということにまつても法文に書いてあるわけでしょうが、精神はそういうことだらうとよくわかるわけですが。

次に、一点だけ最後に伊藤蘭夫参考人にお尋ねしておきたいと思ひますが、この国立劇場の設計におきまして、伝統芸能については一応これを目標としておりますから、これはできるだらうと思ひます。ただ、能舞台というのは特にやるべきにつくらなければならぬというようなことも承つております。また現代芸能といつてもいろいろの範囲が広いわけですが、大体どのくらいの現在の考えられる舞台芸能に使用されるような構造にできてるのか、ひとつ最後に一点だけでございますが、お尋ねしておきたいと思ひます。

○伊藤(憲)参考人 今度できます国立劇場は、古典歌舞伎のためでございますけれども、ほかのものにも使用できるように、もちろん歌舞伎を一番に考えまして、歌舞伎を完全に上演できて、なおほかのいろいろなジャンルのものもできるやうにといふこともすいぶん考えまして、大体そうなつておると思ひます。ただ、オーケストラボックスがないのです。ですから、オペラをする場合にはオーケストラボックスをそのときに臨時につくらなければならぬと思うのですけれども、それは現在大劇場あたりでオペラをしたり何かする場合はみんなやつてゐることで、それよりかずつと機構がよくて、照明設備や何かいいわけですから、ずつとやりのいい劇場になつてゐると思ひます。

○上村委員 これをもつて私の質問を終わります。

○八木(徹)委員長代理 参考人の方々には、たいへんお忙しいところを長時間にわたりまして御出席の上、貴重な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表

いたしまして厚くお礼を申し上げます。

○八木(徹)委員長代理 内閣提出の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。中野政務次官。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

第一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。
第三十五条第一項第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「旧法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の月額を十二倍に相当する額(その額が六十二万四千円をこえるときは、六十二万四千円とする。以下この号及び次項第一号において「旧平均標準給与の年額」という。)」を「平均標準給与の年額」に、「旧平均標準給与の年額」を「平均標準給与の年額」に改め、附則第九項第一号中「旧平均標準給与の年額」を「平均標準給与の年額」に改め、附則第十二項第一号中「旧法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の日額(その額が千七百三十四円をこえるときは、千七百三十四円とする。)」を「平均標準給与の日額」に改める。

(昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生

じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。
第一条の二 前条に規定する年金については、昭和四十一年十月分以降、その年金額を六万円に改定する。

第三条中「第一条」の下に「及び第一条の二」を加える。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

(施行日前に給与事由が生じた長期給付の取扱
い)
2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前)に給与事由が生じたこの法律による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による長期給付については、この附則に別段の規定があるものを除くほか、なお従前の例による。

(施行日前に給与事由が生じた年金の特例)
3 昭和三十六年十二月三十一日以前に給与事由が生じた私立学校教職員共済組合法(以下「法」という。)の規定による退職年金(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(次項において「法律第四百十号」という。附則第四項第二号に規定する恩給財団における従前の例による者に係るものを除く。で施行日の前日において現にこれを受ける権利を有する者に支給されるものについては、昭和四十一年十月分以降、その額を私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十九号)による改正後の法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の月額を基礎として、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による改正前の国家公務員共済

組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第三十九条第二項の規定の例により計算した額とする。ただし、その計算した額が従前の年金の額より少ないときは、従前の年金の額とする。

4 昭和三十一年一月一日から施行日の前日まで間に給付事由が生じた法の規定による退職年金で施行日の前日において現にこれを受ける権利を有する者に支給されるものについては、昭和四十一年十月分以降、その額をこの法律による改正後の法律第四百十号附則第八項及び第九項の規定により計算した額とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

5 施行日前に給付事由が生じた廃疾年金又は遺族年金については、昭和四十一年十月分以降、その額を前二項に規定する退職年金の額の計算の例に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

（組合員であつた期間が二十年以上の者の年金の額の特例）

6 昭和四十一年四月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以降、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合は、この限りでない。

- 一 退職年金又は廃疾年金 六万円
- 二 遺族年金 三万円

理由

私立学校教職員共済組合の行なう長期給付に要する費用についての国の補助率を引き上げるとともに、旧長期組合員期間に対する給付額算定の基礎となる平均標準給与の月額の算定方法を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中野政府委員 このたび政府から提出いたします

した私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

〔八木（徹）委員長代理退席、委員長着席〕

私立学校教職員共済組合は、御承知のように、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生をはかる目的のもとに私立学校教職員共済組合法によって設立されたものでありますが、自來、本組合が行なう給付については、国、公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次その改善がはかられてまいりました。昨年の第四十八回国会におきましても、かかる観点からこの法律の改正が行なわれ、これにより、ほぼ国、公立学校の教職員に対する給付水準との均衡がはかられることになったのであります。

しかしながら、昭和三十六年十二月三十一日以前のおける旧長期組合員期間の取り扱いや既裁定年金の取り扱い等において、なおこれを下回る部分がありますので、今回これらの点を改善するため、所要の改正を行なうこととしたものであります。

次に、この法案の概要について申し上げます。

第一に、このたびの長期給付改善に要する費用について、私立学校並びにその教職員の経費負担の実情を考慮し、これが負担の軽減をはかるため、組合の行なう長期給付に要する費用に対する国の補助率を、従来の百分の十五から百分の十六に引き上げることとしたしております。

第二に、長期給付の給付額算定の基礎となる平均標準給与の月額のうち旧長期組合員期間にかかるとともに、その算出方法を組合員の資格喪失前五年間の標準給与の平均から三年間の平均に改めるとともに、最高限度額を廃止することとしたしております。さらに、これらの点につきましては、既裁定の共済年金についても同様の措置を講ずることとし、本年十月分以降、その年金額を改定することとしております。

第三に、私立学校教職員共済組合が発足した

際、その権利義務を継承した旧財団法人私学恩給財団の年金のうち、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じたものについては、その裁定時点も古く年金額が低額でありますので、恩給制度並びに公務員共済制度等における年金額の改定の例にならい、これを一律六万円に引き上げることとしております。

第四に、組合員期間が二十年以上の長期在職者に対する既裁定の共済年金につきましても、同様の趣旨から、本年十月分以降、退職年金または廃疾年金にあつては年額六万円未満である場合は六万円に、遺族年金にあつては年額三万円未満である場合は三万円に、それぞれその年金額を引き上げることとしております。

最後に、この法律の施行日につきましては、公務員共済等における既裁定年金に対する最低保障の制度が本年十月一日から実施されること及び財源的事業等を勘案し、また準備の期間等をも考慮して、昭和四十一年十月一日としております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○八田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

次会は明後四月八日金曜日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会